

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について
(事業所内保育施設設置・運営等支援助成金関係の見直し関係)

雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課

1 現行制度

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金は、一定基準を満たす事業所内保育施設の設置、運営、増築若しくは建替え又は保育遊具等の購入を行った事業主又は事業主団体（以下「事業主等」という。）に対する助成金であり、職業生活と家庭生活の両立支援に対する事業主等の取組を促し、もってその労働者の雇用の安定に資することを目的とするものである（雇用保険法施行規則(昭和 50 年労働省令第 3 号。以下「雇保則」という。)第 116 条第 1 項及び第 3 項）。

2 改正の趣旨と内容

(1) 本助成金の支給内容については、本年 6 月の厚生労働省行政事業レビューの指摘を踏まえた以下の見直しを行うことから、それに伴う所要の改正を行うこととする。

① **設置費・増築費・建替費**（雇保則第 116 条第 3 項第 2 号イ）

- ・ **助成率** 大企業 1／3（現行は 1／2、中小は 2／3）
- ・ **限度額** 大企業の設置費・建替費 1,500 万円（現行は 2,300 万円）
 大企業の増築費 750 万円（現行は 1,150 万円）

※ 中小は現行の額とする。

② **運営費**（雇保則第 116 条第 3 項第 2 号ハ(2)）

助成期間 最長 5 年（現行 10 年）

③ **保育遊具等購入費**（雇保則第 116 条第 3 項第 1 号ロ及び第 2 号ロ）

廃止（現行は上限 40 万円）

(2) 施行日前に本助成金の支給に係る申請を行った事業主等に対する本助成金の支給については、なお従前の例によることとする。

※ 上記内容のほか、支給要領において次の内容を盛り込むこととしている。

- 支給対象となる事業所内保育施設
 - ・ 保育施設の最低定員 6 人(現行は 10 人)
 - ・ 面積要件を認可保育所並みに緩和（現行は施設の規模について 1 人当たりの面積が 7 ㎡以上）
 - ・ 入所乳幼児数が施設定員の 60%以上(中小企業は 30%以上)かつ、自社で雇用する労働者の子が半数以上（現行は自社労働者の子が 1 人以上、被保険者の子が半数以上）
- 申請受付打切り後に着工した施設についても認定申請を受付
 （通常、着工 2 ヶ月前に認定申請。認定後 1 年以内に運営開始、支給申請(1, 7 月)）

3 これまでの経緯及び今後の予定

9 月 1 9 日～1 0 月 1 2 日	パブリックコメントの募集
1 0 月 1 5 日	労働政策審議会（雇用均等分科会）（諮問）
1 0 月中	一部改正省令公布・施行（予定）